

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和6年12月12日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木	勝利
2番	伊藤	知子
3番	藤田	尚美
4番	磯山	和男
5番	池辺	己実夫
6番	甲斐	徳之助
7番	塚原	正彦
8番	柳井	哲也
9番	遠藤	憲子
10番	大森	和夫
11番	加藤	政之
12番	出澤	大
13番	山本	伸子
14番	小松崎	伸
15番	水梨	伸晃
16番	伊藤	裕一
17番	杉森	弘之
18番	須藤	京子
19番	黒木	のぶ子
20番	高嶋	基樹
21番	諸橋	太一郎
22番	石原	幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	大里明子
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課副参事	滝本仁
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和6年第4回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和6年12月12日(木)午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3. 議案第65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4. 議案第66号 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について
- 日程第 5. 議案第67号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第68号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第69号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第70号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第71号 令和6年度牛久市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10. 議案第72号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11. 議案第73号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12. 議案第74号 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13. 議案第75号 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14. 議案第76号 指定管理者の指定について
- 日程第15. 議案第77号 指定管理者の指定について
- 日程第16. 議案第78号 指定管理者の指定について
- 日程第17. 議案第79号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第80号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19. 議案第81号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20. 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第21. 休会の件

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、17番杉森弘之議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。17番杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 12月10日の私の一般質問におけるソーラーシェアリングと脱炭素先行地域に関する質問の中で、ソーラーシェアリング事業者の具体的な企業名について発言いたしました。いずれもソーラーシェアリング事業者に発言を訂正いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 日程第1、一般質問を行います。

—————○—————
一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、2番伊藤知子議員。

〔2番伊藤知子議員登壇〕

○2番 伊藤知子 議員 皆様、おはようございます。公明党の伊藤知子です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、命を守るAEDの収納ボックスに附属品を追加することについて。具体的には、三角巾の配備をということで質問をいたします。

AED自動体外式除細動器は、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態、いわゆる心室細動になった心臓に対して電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器ですが、このAEDを使用する際に、女性の傷病者に対して救助に当たる場合には、AED使用をためらうケースがあるというお話を伺いました。傷病者の胸に直接AEDの電極パッド2枚を貼り付けて電気ショックを与えるため、上着を使用する季節はまだいいのですが、夏場の薄着になる季節にはAED使用をためらう場合が出てくるとも聞きます。心肺停止からの蘇生は一分一秒を争うものですが、このように傷病者が女性の場合、ちゅうちょしてしまうことが多く、AEDがあつたにもかかわらず使用されなかった事例もあり、課題となっております。

そこで、三角巾を配備することで、プライバシーに配慮しつつ、素早い救命につなげることができ、AED使用も高まるのではないかと考えます。

三角巾は必要なとき胸を覆うようにかけて使うことができますが、けがの処置にも使うことができます。ぜひとも早急に対応していただきたい。そのように思いますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

現在牛久市では、市内の公共施設やコンビニエンスストアなどにAED150台を設置し、管理を行っております。設置場所につきましては、牛久市ホームページ、防災アプリ「防災うしく」に掲載のAED設置マップで確認することが可能です。

今回御提案いただきましたAEDケース内への三角巾の配備につきましては、三角巾本来の役割である骨折時の使用や止血などに使用できることはもちろんですが、AED使用時の傷病者のプライバシー保護にも役立つことから、近隣市町村におきましては土浦市、取手市、阿見町などで配備しております。牛久市におきましても大変有効であると捉えておりますので、今後配備に向けて前向きに検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま市長よりいただいた前向きな御答弁に、配備可能と捉えることができました。大変にありがとうございます。

牛久市のAED設置マップはアプリ等で即座に表示され、設置場所を確認することができ、優れた機能であると認識しております。この150台のAED全てに三角巾とともに使い方の説明を記載したリーフなども同封していただきたいことと、配備の際の広報もお願いします。そして、先進自治体を見ますと、透けることに配慮して色つきの三角巾を採用している例があります。ぜひ本市としても色つきの三角巾の配備をお願いいたします。1問目は以上で終わります。

続きまして、带状疱疹予防ワクチン定期接種化を踏まえ、本市の公費助成のお考えについて伺います。

带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成については、全国の自治体で公明党議員が議会質問や要望活動を展開し、その結果、独自助成を行う自治体が増えてきたことが今回の国による定期接種化への大きな後押しになりました。本市においても、秋山元議員が3回、昨年より私の議員活動が始まって1年半の間に3回と6回にわたり定例会一般質問でワクチンの公費助成を訴え、また、公明党市議団としても令和4年6月と今年5月に直接市長に会って公費助成を求める要望書を提出してきました。しかしながら、いまだ本市においては具体的な取組が見えてこないことから、質問をさせていただきます。

繰り返し訴えてきたことですが、带状疱疹は水ぼうそうのウイルスが体の感覚神経に潜伏し、免疫力が低下することでウイルスが再活性化し、発症します。50歳を過ぎた頃から発症のリスクは急増し、80歳までに3人に1人が罹患し、生涯発症率は約30%と推計され、ほぼ全ての日本人が発症のリスクを持っている疾患です。水膨れを伴う赤い発疹、眠れないほどの激しい痛みが特徴で、高齢者では重症化のリスクが高く、日常生活の質に大きな影響を与える带状疱疹後神経痛で、長年にわたり苦しむことも少なくありません。さらに、顔の目の部分の带状疱疹では神経合併症などを伴い、重篤な場合、失明や顔面麻痺、難聴等の後遺症を引き起こすことがあります。発症を防ぐためにはワクチンが有効とされ、各地方自治体において独自に公費助成を導入するケースが増え、本年10月時点で全国724自治体にまで公費助成導入が進んでおります。

そこで質問ですが、本県、また隣接する県における公費助成導入の状況と、そちらでの助成導入年齢、助成額の設定はどのような状況でしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 带状疱疹ワクチンの他自治体の公費助成状況ですが、茨城県内では44市町村のうち近隣市町村の龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町等を含む10市4町1村の計15市町

村で行っております。隣接する県においては栃木県で25市町村全て、群馬県で35市町村全て、千葉県では54市町村のうち28市町村が公費助成を行っております。助成対象年齢は、これら4県で実施103市町村中100市町村が50歳以上であり、助成額は59市町村が生ワクチン接種に対して最大4,000円を1回、不活化ワクチン接種に最大1万円を2回としております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 現在、带状疱疹ワクチンについては、国の審議会において、来年度、定期接種化の可能性がある状況で、直近では来年4月から定期接種化する最終調整に入ったと報じられています。その中で、各種報道では接種年齢が65歳との記載がされていますが、先ほどお答えいただいた県内隣接する県における助成導入年齢の多くは50歳からの導入であること、また、日本の疫学試験による带状疱疹の年齢別発症割合を見ても50歳以上の発症が全体の65.7%となっており、50歳代と60歳代でも全体の42%を占めています。加えて、国の審議会において、带状疱疹ワクチンは疾患としては他人にうつすことはなく、蔓延するリスクは低いが、発症時の重症化を予防するという観点から、公衆衛生上必要なワクチンであると位置づけられています。その重症化による後遺症は特異的な治療法がなく、50歳代においても約16%とも報告されていることから、市民の健康増進の観点で定期接種時の対象年齢は50歳からが適切だと考えますが、市のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 带状疱疹ワクチンの定期接種導入につきましては、国によって議論が進められているところですが、直近では令和6年7月18日に予防接種基本方針部会が開催されております。今回は、「带状疱疹ワクチンを定期接種に用いるワクチンとする方向性で」という小委員会の議論を受けての部会開催であり、接種の目的、対象年齢、用いるワクチン等について議論がなされました。議論の中では、接種の目的を带状疱疹やその合併症による重症化予防と考えるとその疾病負荷は70歳頃に増加することから、その頃に十分なワクチン効果が発揮できるよう対象年齢について65歳とするのはどうかという意見がありました。一方で、子供の予防接種が進み、水ぼうそう患者が減ると成人へのブースター効果も減り、若年層も含め、全体的に带状疱疹の発症が増えるのではないかという指摘もあり、現段階では定期接種化の時期も含め、まだ結論には至っていない状況で、今後さらに丁寧に議論を進めていくということでした。

議員の御提案のとおり、発症予防に重点を置く場合、接種対象を発症率が上昇する50歳以上とする考え方もございますが、牛久市といたしましては国が示す対象年齢の根拠について資料を基に検証しながら地域のニーズや財政状況を総合的に勘案し、国が定める定期接種年齢を原則として適切な対象年齢を慎重に検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 再度質問をいたします。

ただいまお答えいただいた接種対象を発症率が上昇する50歳以上とする考え方もあるとの御認識の上から、接種対象を50歳以上とすることについて、いつまでに検討していただけるのでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 国からの通知により方針が示され次第、対象者等の詳細を確認し、慎重に検証して対象年齢について決定してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 それではどうぞよろしくお願ひいたします。

1つ前の御答弁にもありましたように、最近の研究では、子供の水ぼうそう予防接種が進み、ブースター効果の減少で若年層も含め発症が増えると見られ、もっと低い年齢からも対象として検討いただきたいところでもあります。現在、全国の公費助成導入自治体731市町村の95.6%は50歳からの公費助成を導入。茨城県においても助成している15自治体のうち14自治体が50歳以上の対象年齢となっております。とりわけ50歳代、60歳代での帯状疱疹の発症は、その人の第二の人生、健康で長生きする健康寿命に大きな影響を及ぼします。国が定める年齢が65歳になった場合には、本市において独自の対象年齢でできるよう検討していただきたい。国が定めるからというより、第一に市民の健康寿命延伸のため、安心して生活するために、発症率が高まる50歳から、あるいはそれよりも低い年齢も対象の視野に入れて検討し、定期接種の導入をしていただきたい。いずれにしましても、65歳となる場合、その差を本市独自に解消する対策が求められると考えますので、御検討をお願いいたします。

それでは、帯状疱疹ワクチンが定期接種化された際の市民の自己負担額について伺います。

帯状疱疹ワクチンの生ワクチンは、予防効果が70%未満、効果の持続は5年程度と言われ、一方、不活化ワクチンは2回の筋肉内接種によりその予防効果は90%以上、効果の持続も10年以上と長く、基礎疾患や病気の治療等により免疫機能が低下した方でも接種が可能なワクチンです。これら2つのワクチンの接種費用は、生ワクチンでは8,000円から1万円ですが、不活化ワクチンでは2回接種で4万円から5万円とされています。今回の定期接種において、市民の方々が価格だけの選択ではなく、ワクチンの特性もしっかり分かった上で選択できる制度設計が必要ではないでしょうか。厚労省においても、この2つのワクチンの特性を周知することは重要だとされています。

そこで質問ですが、この帯状疱疹ワクチンの定期接種化後の市民への自己負担額について、本市のお考えとその設定根拠をお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 帯状疱疹ワクチン定期接種につきましては、国が現在実施を念頭に検討している段階であるため、市といたしましてはその動向を注視しており、自己負担額等の具体的な設定は行っておりません。

現段階で帯状疱疹ワクチン接種にかかる費用の実態を見ますと、生ワクチンがおよそ8,000円前後で1回、不活化ワクチンが2万円前後で2回接種が必要であり、接種費用は高額となります。仮に今後定期接種が開始される場合には、これらの実態を踏まえ、近隣市町村の公費助成額を参考にしつつ、財政的な制約の中でも市民に過度な負担を課さない費用設定を目指して慎重に検討いたします。

なお、2種類のワクチンにつきましては、その特性を市民が十分に理解した上で選択できるよう、牛久市医師会とも協議を重ね、広報していきたいと考えております。

引き続き、市民の健康を守るため、適切な準備をまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 それでは、2点再質問をさせていただきます。

近隣自治体の公費助成額を見ると、龍ヶ崎市、阿見町ともに不活化ワクチン1万円が2回、生ワクチン4,000円と半額助成を導入しています。助成金額は接種率に大きく影響すると考えられ、本市でも接種率が進むことで多くの市民が带状疱疹の疾病負担を免れ、本市の带状疱疹医療費軽減にもつながると考えます。このような近隣自治体の助成費用を参考に、市民の健康のため接種しやすい金額設定についてどのようにお考えでしょうか。

また広報に関して、具体的には今のところどのような方法が考えられるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 带状疱疹ワクチンの接種料金は高額であるため、議員御指摘のとおり助成金額の設定次第では接種率に影響が出る可能性も考えられます。繰り返しとなりますが、国の方針が決定され次第、その時点でのワクチンの価格を考慮し、市民に過度な負担を課さない費用設定を目指して慎重に検討してまいります。

また、定期接種として決定された際には、市民への周知につきまして、今後のスケジュール等も含め、ホームページ、メルマガ、広報紙に掲載するほか、対象者には個別に接種券を郵送いたします。市民の皆様が安心して接種を受けられるよう尽力してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 金額設定と周知の仕方によっても接種率は変わってくるものと考え、質問させていただきました。現時点においても多くの自治体が国の動きに先駆けて独自に半額程度の公費助成導入を行っている状況です。今回の質問で具体的な金額設定についてお示しいただけなかったものの、市民に過度な負担を課さない費用設定を目指していくとの御答弁をいただきましたので、定期接種において、国の助成額が接種費用の半額に満たない場合には、市民が半額程度の費用負担で予防接種ができるよう、本市独自に上乗せして公費助成をしていただけることを期待し、要望いたします。

それでは最後に市長にお尋ねいたします。

定期接種化により、国が定める対象年齢が65歳から、また、助成額が費用の半額に満たなかった場合、本市として独自に公費助成を行っていくという積極的な御意志を持っていらっしゃいますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 再度の御質問どうもありがとうございます。

先ほど答弁から部長からお答えさせていただいたとおり、まだ国のほうの方向性も決定していない中、現段階で上乗せ分をどうのこうのしますということはこの場ではなかなか答えづらいものがございまして、ただ、近隣市町村でもやっているところもあるのは事実ですから、そこら辺

はちょっと中身を加味しながら今後進めていきたいというふうに思っております。今、その上乘せ分どうのこうのということを決断してしまいますと、やはりこれはなかなか1回つけた事業に対して今後取りやめることはなかなか難しい事業でもございますので、そこら辺は財政面も考慮しながら慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 沼田市長よりしっかりしたお考えを伺うことができました。しかしながら、ワクチン公費助成の具体的な内容を伴うお答えを現段階では得ることができておりません。先輩議員より引き続き取り上げてきた大きな課題であります。私も実現するまで問い続けてまいります。

国で認める定期接種ワクチンとして位置づけられ、本市においても定期接種事業が近い将来開始されるに当たり、市民の健康増進と健康寿命の延伸を目指した福祉政策の推進、市民の経済的負担軽減と、価格ではなく正しくワクチンを知った上で選択できる制度設計をしていただけますよう重ねてお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、2番伊藤知子議員の一般質問は終わりました。

次に、3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 おはようございます。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、子宮頸がん撲滅に向けてであります。

今回は、本市の将来に向けた子宮頸がん予防の仕組みづくりとして、HPVワクチンの本年度定期接種及びキャッチアップ接種の対応と、令和7年度以降、定期対象者への接種率向上の取組について取り上げたいと思います。

令和6年度は高校1年生及びキャッチアップ対象者への周知強化と再勧奨を依頼しています。さらに、自治体だけではなく、国、医師、一般の学生、マスコミなど、大変多くの方から今年度が無料接種の最終年と接種の呼びかけがあり、期限間近になった夏頃には駆け込み接種がかなり増えているという報道が出ておりました。しかし、そうした後押しや駆け込みがあっても、接種率の改善は十分とは言えず、このままキャッチアップ接種を終了することを問題視する声も聞きます。総合研究所が発表した国内の接種率データによると、2024年8月時点において、国の緊急促進事業などで接種された世代、25歳から27歳の接種率は84.1%と高い水準ですが、積極的勧奨が中止になった世代、17から24歳は約35%にとどまっており、約320万人が未接種の状況にあると公表されております。

そこで、本市の今年度、接種期限を迎える高校1年生とキャッチアップ接種対象者の接種率の周知方法について伺います。キャッチアップ接種が開始から直近までの令和6年度高校1年生とキャッチアップ接種対象者の接種率を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 子宮頸がんワクチンの定期接種は、小学6年生から高校1年生相当

までが対象とされており、接種年齢により2回から3回の接種が必要で、その機会を逃すと原則として全額自費での接種となります。このワクチンは、定期接種化間もなく重篤な健康被害の症例が続いたことから、平成25年6月から令和3年度末までの間、積極的勧奨が差し控えられており、この間に定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの方には、国が接種費用を無料にするキャッチアップ接種を令和4年4月から現在まで実施しております。

御質問のキャッチアップ接種対象者と令和6年度高校1年生の1回目の累積接種率は、令和6年10月末現在、ともに43.7%となっております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 キャッチアップ接種対象者と令和6年度高校1年生の1回目の累積接種率はともに43.7%となっているということで、次に令和6年度の高校1年生及びキャッチアップ接種対象者への郵送通知などによる周知はどのように行いましたか。伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 キャッチアップ接種対象者への個別通知は、本年5月末時点での未接種者2,970名に対し、ワクチンの効果とリスク等についての具体的な情報や接種スケジュールを明記した圧着はがきを本年6月に郵送し、周知を図っております。高校1年生については個別通知はしていませんが、広報紙の6月1日号、12月1日号、メールマガジン及び牛久市公式LINEにて、8月、9月に各2回、10月からは月1回の配信で広報してまいりました。加えて、市ホームページへの掲載や保健センター内にパンフレットやリーフレット、Q&A等を常時設置して最新情報の周知に努めております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 高校1年生については個別通知はしていないが、広報紙やメールマガジン、牛久市公式LINEを通して広く周知に努めていただいているとの答弁がありました。今年度末で無料接種期間が終了する高校1年生とキャッチアップ対象者に対して接種期限をお知らせする郵送通知を実施していただいたこと、本市の対応に感謝しております。

ただ、御答弁いただいたとおり、高校1年生の接種率は43.7%、キャッチアップ対象者の接種率も43.7%と過去の接種世代や他の定期接種A類と比べると非常に低いと言わざるを得ない状況でもあります。今年度は、メディアや、先ほども言いましたがテレビ、CM、医師や当事者らの声、学校や大学を通じた呼びかけなど、9月末までの接種を呼びかける内容を非常に多く目にしましたが、それでも接種率の回復が限定的であることを危惧しております。令和7年度は小学6年生から高校1年生までの定期接種のみの体制に戻りますので、令和6年度のような多方面からの接種の呼びかけの後押しも期待できません。今年以上に周知を強化しなければ、接種率が十分に上がらないまま定期接種が終わることになります。特に令和7年度高校1年生は、令和7年度末に無料で接種できる機会を失います。それを過ぎると、9価の3回接種で最大約10万円かかるとされております。また、海外では定期接種世代でのHPVワクチンの接種により、子宮頸がんが大幅に減少したという数多くの報告が上がっております。そのため、将来の子宮頸

がん罹患を減らすためには継続的に定期接種世代の接種率を上げていく必要があります。国も自治体に対し、今年無料接種期間が終了する高校1年生などに対して、単一年度での複数回の勧奨を依頼しております。本市においても、令和7年度の高校1年生に対しては、個別通知による単一年度での複数回の勧奨をすべきと考えます。

そこで、今後の対応についてお聞きいたします。令和7年度の高校1年生の接種率と周知方法、この年代に個別通知した場合にかかる通知費用についてお答えください。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 お答えいたします。

令和7年度に高校1年生になる平成21年4月2日から平成22年4月1日生まれの方の子宮頸がんワクチンの1回目接種率は、10月末現在32%となっております。子宮頸がんワクチン定期接種の周知につきましては、接種開始対象年齢の全小学6年生に対し、年度当初に開始の案内と同時に最終年齢についても記載した個別通知を郵送しております。高校1年相当の女子に対する案内は今までは個別には行っておりませんでした。接種率を鑑み、令和7年度からは高校1年生相当の未接種者に対し、年度当初の4月に最終年度であることを知らせる個別通知を行うことを検討しております。また同時に、メールマガジン、牛久市公式LINE、ホームページ、広報紙等でも引き続き周知してまいります。

個別通知にかかる費用は、今年度末で接種率を41%と想定して、対象者425人のうち未接種者数は250人とし、はがき代で約2万円と積算しております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 期間内にしっかり接種できるよう、分かりやすい、正しい情報で実施していただけますようよろしくお願いいたします。また、かかる費用も41%ということで2万円ということで今いただきましたので、これが毎年丁寧に継続していただけることを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

11月27日に開催されました厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会予防接種基本法部会では、HPVワクチンのキャッチアップ接種について議論が行われ、今年度末で終了予定だったキャッチアップ接種について、令和7年3月末までに1回以上接種した方を対象として、接種期間を最大1年間延長する経過措置を設けることが了承されました。今年度末に定期接種の期間が終わる今の高校1年生も、今年度末までに1回以上接種すれば同様に経過措置の対象となるようです。今回の措置を踏まえ、これまでの内容の訂正と分かりやすい周知をする必要があります。中には駆け込み接種やワクチン不足の影響で医療機関の予約が取りづらく、接種を諦めてしまった方もいるかと思えます。今回の経過措置を最大活用していくために、今年度末までに1回以上接種すれば残りの接種も無料で受けられることについて、対象である高校1年生から27歳相当の未接種に対して、至急個別通知でお知らせする必要があるのではないのでしょうか。

今後の対象の方への通知時期、通知方法についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 キャッチアップ接種対象者への子宮頸がんワクチン費用助成に関し

ましては、令和6年度末で終了となる予定でありましたが、11月23日付の条件つきで期間を延長する方針を固めたとの新聞報道を受けて関係機関に確認いたしましたところ、国においては今回に限り、高校1年生相当も含め、助成期間を1年間延長することも検討されているとの情報がございました。正式に実施することとなれば、国からの通知は年明け頃になると思われまので、対象者への通知につきましては当該通知を受け取り次第、ホームページに掲載し、メルマガ、LINE、対象者への個別通知等で速やかに情報が届けられるよう準備してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 今回の制度をできるだけ多くの方が活用できるよう、期限を考慮して、個別通知による丁寧な周知を実施していただくことを要望いたします。

次に、寄り添い支えるため、ひきこもり支援について伺います。

ひきこもりとは、様々な要因によって仕事や学校に行かず、かつ家族のほか一定の人以外とは交流することなく、半年以上自宅に引き籠もっている状態をいいますが、コンビニや図書館など他者と関わらない状態で外出できる人もおります。引き籠もっていること自体は問題や疾病を意味するものではありませんが、長期化することで心身に悪影響を及ぼすおそれや社会的孤立や経済的な困窮につながる可能性があります。

2022年に内閣府が行った調査によると、引き籠もらざるを得ない状態にある人は146万人いることが分かりました。その原因は、リストラ、パワハラ、職場のいじめなど人間関係に傷つき追い込まれ、そこに疾病、貧困、虐待などが加わり、多様化、複合化しております。引き籠もる人が一番多く、半数が中高年層で、支援につながるきっかけがつかめず、長期化、高齢化することで、当事者や家族の抱える悩みも医療や介護にもつながっていくなど複雑になっております。市町村のプラットフォームの設置や重層的支援体制支援事業、生活困窮者自立支援事業など、共生社会への取組が一層重要となってきております。

まず、市としてひきこもりをどのように捉えているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 ひきこもり状態にある方には背景に様々な事情があり、支援の方法も異なるため、きめ細やかな長期的な支援が必要であるとともに、誰にでも起こり得ることと捉え、正しい理解への促進に向けた普及啓発や情報発信を行う必要があると考えております。

ひきこもりの定義では、年齢などに関係なく、社会的参加を回避し、6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念としていますが、ひきこもりは何らかの理由で周囲の環境に適応しにくくなったときに引き籠もることによって強いストレスを避けて、仮の安定を得ている。しかし同時にそこから離脱も難しくなっている状態であると捉えております。

本市においても、福祉サービスについての相談の中でひきこもりに関する相談を受けておりますが、日常生活の中で、本人または家族などが困難を抱えつつも相談に至らないケースも存在していると認識しております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、ひきこもり状態にある人の実態をどこまで把握しているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 第8次茨城県保健医療計画によりますと、ひきこもり者数は県内に約3万3,000人いると推計されております。当市のひきこもり者数は、相談件数でのみの把握になりますが、障がい福祉課における直近3年のひきこもりに関連する相談件数は、令和3年度17件、令和4年度14件、令和5年度13件で、家族からの相談が主となっております。

内容につきましては、子供を仕事に就かせたい、親が亡くなった後のことが心配、子供に受診させたいが拒否しているなどが挙げられます。これらの相談に対しては関係する専門機関の情報提供を行い、当事者や家族に働きかけ、必要な支援に結びつけるよう取り組んでおります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは、実態調査はされているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 ひきこもりについての相談は、市役所での相談業務等でひきこもりに関する相談があった際に把握しております。しかし、実態調査には至っておりません。今後は、住民の様々な相談に応じている民生委員などの声も参考にさせていただき、どのようにひきこもりについての情報を収集し相談や支援につなげるか、調査・研究をしてみたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 調査・研究ということで、民生委員の方からの声も参考にしていきたいと思いますけれども、この調査・研究、具体的にどのように調査・研究されていくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 どのように調査・研究していくかという御質問ですが、潜在的な相談者をいかに支援につなげられるかということと考えます。今後、潜在的な相談者の把握と継続的支援を実施するために、相談窓口の周知は重要と考えてございます。また、民生委員をはじめ、地域の皆様に相談窓口を周知し、寄せられた情報提供について関係機関とのさらなる連携が図られるようにしてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 さらなる関係機関と連携を取りながら、また実態に合った支援をしていただきたい中で、早期の支援につなげるために、当事者や家族が孤立してしまわないように分かりやすい相談窓口の設置やいろいろな形で相談ができる工夫が必要であります。相談窓口はどこに設置されているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 ひきこもりについての相談は心の問題を抱えてい

ることも多いため、主に障がい福祉課が窓口となっております。相談の多くは御家族からの相談であることから、まずは御家族との面談で実態把握を行い、当事者や御家族との信頼関係の構築から始めております。また、子供の相談として、学校や子ども家庭課で受けた相談につきましても連携して支援をしております。

なお、龍ヶ崎保健所でもひきこもりの方を対象とした専門相談や家族教室の案内を行っており、市窓口で当事者や御家族へお知らせをしております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 障がい福祉課が相談窓口となっているとのことでした。これはひきこもり相談窓口の明確化となっておりますか。明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定されていますか。伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 ひきこもりの当事者や御家族においては困っていてもSOSを出しにくく、孤立しやすい状態であることが少なくなく、相談窓口の明確化は重要な事柄であると認識しております。当市におきましてはホームページや広報紙等を活用し、相談窓口の明確化を図っていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 しっかりとホームページ、広報紙等の周知をよろしくお願いいたします。

次に、ひきこもり状態にある当事者や家族に行っている具体的な支援を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 ひきこもり状態にある当事者や御家族に行っている具体的な支援といたしましては、数は多くないものの、ひきこもり状態から抜け出すことができたケースについて一例をお答えいたします。

1つ目は、家族からの相談をきっかけに本人に面談を行うことができ、信頼関係を築いていった結果、約半年をかけて通院治療が受けられるようになり、その後、当市で行っているデイケアの利用につながったケースです。

2つ目は、ひきこもり中に医療機関へ入院となり御家族から相談を受けたもので、当初は本人との面談はかなわなかったものの、病院との連携により本人から市職員が直接御意向を伺うことができ、最終的には初回相談から約半年後に障害者グループホームを利用し、地域での在宅生活を送れるようになったケースです。

全ての相談に共通することではありますが、まずは当事者や御家族との信頼関係の構築から始め、当事者の意向を確認しながら社会参加を促し、具体的なサービスにつながる伴走支援を実施しております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 本当に当事者の方に対して寄り添っていただき、具体的なサービスにつなげる伴走支援をしていただいていることに感謝いたします。

そこで、民間団体と連携するなどしてひきこもり支援体制を強化していくお考えはあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 ひきこもりの相談を通じて関係機関と連携、情報共有し、当事者たちがつながり続けていくという伴走型支援は非常に重要だと認識しております。しかし、市と民間の情報共有については当事者からの同意を得ることが難しく、当事者が望まない情報を第三者に伝えかねない状況を回避すべく、市のみで対応する場合も多い状況です。

まずは、身近な地域において相談窓口を明確化し、その周知に努め、当事者や家族が必要なときにそれぞれの状況に合った相談や支援を求めるための情報を得ることができる環境づくりが必要であると認識しております。

その取組の一つとして、ひきこもりサポート事業やひきこもり支援ステーション事業は重要なツールであり、県内でも7市がこの事業を実施しております。今後、これらの事業内容や利用状況、民間団体への委託状況や活動状況など、民間団体から相談を受けた場合の連携等についても調査・研究をしてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 ひきこもりの状態にある方やその家族はそれぞれ異なる経緯や事情を抱えております。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることと思いを寄せながら時間をかけて寄り添う支援が必要であります。

厚生労働省の取組として、先ほども答弁にもありましたが、ひきこもり推進事業があります。ひきこもりに特化した専門的な相談窓口としての機能を持つひきこもり地域支援センターを設置し、運営する事業であります。この事業は、茨城県ひきこもり相談支援センターとして筑西市に設置されております。また、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する事業であります。3つ目として、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて任意で事業を選択し、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣等を行います。

市として民間団体と連携強化をして、まずはひきこもりサポート事業を立ち上げ、相談しやすい体制を整備したらどうか考えますが、再度お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、ひきこもりサポート事業やひきこもり支援ステーション事業は重要なツールであると認識しております。事業の立ち上げについても先行自治体の取組を調査・研究し、あらゆる方々が孤立することなく、役割を持ちながら共に暮らせることができる地域共生社会の実現に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 先ほども答弁に民間委託についても調査・研究していくとのことですが

ので、地域共生社会の実現のため、他市の取組の事例の調査もよろしいんですが、我が市においてもこのひきこもり相談に来ているその市民の方が孤立、孤独しないよう、早急に仕組みづくりを検討して、官民で市民を守るひきこもりの事業を展開することを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、校内フリースクールの充実についてであります。

空き教室を活用して学校内で不登校の児童生徒をサポートする校内フリースクールの全国の公立小中学校での設置率が7月時点で46.1%、文部科学省調査で分かりました。不登校の子供が最多の30万人近くになる中、徐々に居場所の整備が進むものの、地域によってばらつきがある実態が明らかになりました。文部科学省はさらに設置を加速するために、来年度予算の概算要求に14億円を計上し、整備や支援員配置の費用を補助するとなっております。

校内フリースクールは、クラスの中に入れない子供の居場所を確保するのが目的であります。教員や支援員は児童生徒が自分のペースで生活や学習ができるよう、スクールカウンセラーらと連携しながら支援に当たることができ、学校に併置されている学級であるため安心して登校ができます。

まず、市内において各中学校に校内フリースクールが設置されている状況であります。それではまず利用状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 各中学校校内フリースクールの利用状況でございます。

各中学校とも、毎日利用している生徒がおります。学校によって利用状況は異なりますが、常時5人程度利用している学校もございます。具体的には、朝から午前中いっぱい利用している生徒や10時頃に登校して給食を食べたら間もなく下校する生徒、給食の時間から登校して部活動に参加していく生徒など、生徒一人一人の体調やニーズに合わせて対応している状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 各中学校とも毎日利用している生徒がいるとのこと、ある学校では常時5人程度利用状況があるということで、校内フリースクール、各学校の支援体制はどのようになっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 運営するスタッフについては、各中学校とも主担当の教員がおり、授業の空き時間も対応しております。また、校内フリースクール担当のスクールアシスタントもおり、教員が担当できない時間には生徒の様子を見守ってくれております。

支援の内容については、生徒自身が計画表を作成して学習や生活をするなど、生徒一人一人のニーズに合わせて支援しております。具体的には、教科担当者からプリントをもらったり、持参したワークや問題集などに取り組んだりする学習支援をしております。教科や生徒によっては課題を提出し、定期テストを受けることで評価を出すこともしております。学校農園で栽培作業を支援したり、ICTを活用して学校行事の様子をオンラインで中継したりする学校もございます。

職員同士の連携では、主担当の教員とスクールアシスタントが担任と生徒をつないでおります。また、連絡ノート等を活用して情報を共有しております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは教員が担当できない時間はスクールアシスタントが恐らく1名で生徒の様子を見守るといったこともありますが、連絡体制について伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 お答えいたします。

担当の教員とスクールアシスタントは一緒に入り、可能な限り1人にならないような形を取るよう努めております。やむを得ずスクールアシスタントが1人で担当になり、何かあったときにはすぐに管理職に報告、連絡、相談をすることになります。実際には校内電話で連絡する、または近くにいる教室の教員に依頼して管理職を呼んでもらうような対応になります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、空き教室の利用、職員不足など、運営していくに当たって様々な課題があると思いますが、伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 各中学校が生徒のニーズに合わせて工夫しながら運営を進めているところでございますが、出張などのため主担当の教員が対応できない状況が生まれたり、人手不足により開設時間が制限される場合があります。また、生徒によって登下校の時刻が様々であるため、担任の教員がすぐに生徒の把握をすることができないこともあります。さらに、校内フリースクールを担当するスクールアシスタントの勤務時間と主担当の教員の空き時間が合わず、打合せをする時間を確保することが困難であることも挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 この校内フリースクールの目的、到達点はどのように考えているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 文部科学省が作成した生徒指導提要によれば、不登校児童生徒の具体的な支援策の一つとして校内フリースクールへの登校がございまして、校内フリースクールは教室に居場所感が持てない児童生徒の避難場所として、また、一旦不登校になったものの学校へ戻りたいと思った際の通過点を目的として設置されております。校内フリースクールを利用する児童生徒を含め、不登校児童生徒の支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立をし、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすこととございまして。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、校内フリースクールに携わる職員、主の担当もいらっしゃると思いますが、その日の担当教科がない時間を当てて入っている教員もいるようで、特化した担当の人材を登用していく必要があると思いますが、伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 先ほど述べた課題の中で人的支援の不足を挙げましたが、それを解消するためには校内フリースクールを専属で担当する人材を確保することが望ましいと考え、校内フリースクールを担当するスクールアシスタントの複数配置を検討しております。実現すれば、開設時間を延長したり、生徒が登下校した状況をすぐに担任の職員に伝えられたりします。また、職員間で打合せの時間を確保しやすくなったりもします。いずれにしましても、可能な限り学校のニーズに合わせた配置を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 校内フリースクールの充実を目指すためにやはり人材ですよ。スクールアシスタントの増員が必要だと考えますが、教育委員会ではなく予算でございまして、市長にお伺いしたいと思います。

このフリースクール、非常に不登校の手前、未然防止のために、これ今は中学校だけではございますが、小学校にも今後は設置を考えなくちゃいけない状況でもあります。しかしながら、人材不足、この場合ではスクールアシスタントの増員が私は必要だと考えますが、市長のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 再度の質問にお答えいたします。

スクールアシスタントの増員といったことで教育部局ではなくその財源を創出する市長部局に再度確認といった意味合いかと思えます。

確かにこのスクールアシスタントが増員されれば、また複数人体制になれば、主担当の教員の負担軽減も含め一人一人に細かい指導ができるといったメリットもあるかと思えます。このような体制が取れるかどうかというのは教育委員会等も協議しながら、また財政面のほうも加味しながら検討してまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 市長、前向きな答弁ありがとうございます。

子供たちのために、よりよい学校づくりのためにぜひともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、3番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時07分休憩

午前11時15分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第79号ないし議案第82号の4件が提出されましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第64号ないし日程第16、議案第78号の15件を一括議題といたします。



議案第64号 専決処分の承認を求めることについて

議案第65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第66号 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について

議案第67号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第70号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第72号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第73号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第76号 指定管理者の指定について

議案第77号 指定管理者の指定について

議案第78号 指定管理者の指定について

○諸橋太一郎 議長 これより議案第64号ないし議案第78号の15件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は自己の意見を述べることができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭かつ簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。答弁に際しては、的確かつ簡潔明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願いいたします。

初めに、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第67号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第68号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第68号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第69号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第70号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第71号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第71号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第72号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第73号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第73号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第74号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第75号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第75号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第76号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第77号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第77号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第78号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第78号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第79号ないし日程第20、議案第82号の4件を一括議題といたします。

○

議案第79号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 損害賠償の額を定めることについて

議案第82号 工事請負契約の締結について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 現在上程しております議案に加え、本日4件の追加議案を上程いたします。

議案第79号は、国への人事院勧告に準じて、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について令和6年度からの支給月数を年0.05月引き上げるものであります。

議案第80号は、国への人事院勧告に準じて、令和6年4月に遡って給料月額を平均2.76%引き上げるものであります。また、期末勤勉手当について、令和6年度からの支給月数を年0.1月引き上げるものであります。

議案第81号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、令和6年9月6日午後2時50分頃、つつじが丘保育園職員用駐車場として使用している牛久市田宮町624番地4、牛久市青果市場駐車場において、保健福祉部保育課職員が除草作業中に刈払機で複数の小石を飛散させ、その小石が隣接する道路で信号待ちのため停車していた車両の左側面に接触し、同車両を損傷し、損害を与えたことについて当事者と示談し、損害賠償の額を定めるものであります。

議案第82号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、令和6、7年度おくの義務教育学校施設一体型建設工事のうち、体育館、武道場改修工事、外構工事及びテニスコート工事を行うもので、去る12月11日に一般競争入札を執行し、オカベ・松浦特定建設工事共同企業体が4億7,960万円で落札したものであります。

以上、各議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第79号ないし議案第82号の4件について、順次質疑を許します。

初めに、議案第79号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第79号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第80号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第80号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第81号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第81号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第82号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第82号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号ないし議案第82号の19件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドブックス搭載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

令和6年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて

議案第65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第67号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第79号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎教育文化常任委員会

議案第82号 工事請負契約の締結について

◎保健福祉常任委員会

議案第70号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 指定管理者の指定について

議案第81号 損害賠償の額を定めることについて

◎環境建設常任委員会

議案第66号 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について

議案第68号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 指定管理者の指定について

議案第78号 指定管理者の指定について

◎予算常任委員会

議案第71号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第72号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第73号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

○諸橋太一郎 議長 つきましては、受託案件を審査終了の上、来る20日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第21、休会の件を議題といたします。

—————○—————

休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。明日13日から19日までの7日間は、委員会審査土日及び議事整理のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日13日から19日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時25分散会